

## 子どもの権利の基本事項および視点について

2019年9月5日 子どもの権利部会アドバイザー

喜多 明人 (早稲田大学)

はじめに

1 子どもの権利条約採択 30 年批准 25 年 (1989 年国連採択・1994 年日本批准)

小金井市子どもの権利条例制定 10 年 (2009 年制定)

●子どもの権利条約の位置—日本子ども法制の要であること

資料 1

2 子どもの現実から出発すること

●子どもを空虚な観念に還元しないこと、子どもの生活の持つ重みを損なわないこと (ジャン・シャザル)

⇨子どもの現実を無視した「持論」(わがまま助長、甘やかし論)

子どもの現実—権利を知らない、無関心

・・・権利侵害を受けても自分を責め、自死に・・・

●いま、日本の子どもにとって大切な権利とは?

■子どもの現実 I 子どもに向けられた暴力は、「緊急事態」という認識

いじめ 41 万 4000 件 (2017 年度統計、文科省 2018 年 10 月公表)、

虐待 15 万 9000 件 (2018 年度統計、厚労省 2019 年 8 月公表)、

言葉の暴力、わいせつ行為などなど、

▶ 子どもの安心して生きる権利 (小金井市子どもの権利条例 7 条)

■親・親権者の体罰禁止▶2019 年 6 月 19 日 児童虐待防止法改正

資料 2

■子どもへの精神的暴力 (条約 19 条) の規制・禁止

資料 3

▶2019 年 3 月 東京都子供虐待防止条例

資料 4

6 条「保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。」

■傷ついても誰にも相談できない子ども、若者たち

▶早稲田大学大学院・若者対象の体罰実態意識調査から

資料 5

▶子どもが安心して相談する権利をどう保障するか?

一般的な相談システムとは区別された、子どもに寄り添う相談システム

■子どもの現実 II 自己肯定感、能動的活動意欲の低下

資料 6

●日本の「若者の自己肯定感、国際比較で最低水準」(インターネット版)

内閣府 2019 年 6 月 18 日、令和元年 (2019 年) 版「子供・若者白書」公表

\*2018 年 11~12 月、満 13~29 歳までの男女を対象

「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」

\*「日本の若者の『自己肯定感』は諸外国の若者に比べて低く、欧米など 6 か国との比較でもっとも低かった」

\*日本の子ども、若者が、「諸外国と比べて、自分自身に満足している者の割合が低い」

▶「自分自身に満足している」割合は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計で、韓国は 73, 5%、アメリカは 87.0%、イギリス 80.1%、ドイツ 81, 8%、フランス 85, 85、スウェーデン 74, 1%に対して、日本は、45, 1%と極端に低い。

●能動的な活動意欲の喪失 2018 年度自治体シンポ第 7 分科会 基調報告 (喜多)

【生きてるのがめんどろ、いつ死んでもいい】

「生きてるのがめんどろ、いつ死んでもいい」

子ども、若者の現場で、子ども、若者がよく発する言葉である。

子ども、若者の自己肯定感の低下に歯止めがかからない。その極端な低下が生み出しているのは、子ども、若者の能動性の欠如である (その相関性について詳しくは、喜多ほか編『子ども支援の相談救済』日本評論社、参照)。日本の子ども、若者から能動的な活動意欲が失われ始めている。

生きる意欲、学ぶ意欲、意見表明・参加する意欲、人とかかわろうとする意欲、立ち直ろうとする意欲などなど、子どもたちから能動的な活動意欲が喪失してきている。青少年自殺は、2017 年度で年間 341 人 (小中高生、警視庁統計、文科省統計では 250 人)、戦後最悪を更新し続けている。

【やりたいことがない】

「やってみたくいこと、やりがいのあることはないの?」

生きているのがめんどろとつぶやく若者にこう問いかけても、やってみたくいことが見つからない。特にやりたいことが見つからない、そんな悩みをかかえる子ども・若者たち。

内閣府の平成 30 年 (2018 年) 版の『子供・若者白書』では、「就労等に関する若者の意識」が特集されているが、「働いていない (求職中や家事手伝いの者を含む)」者が働いていない理由 (複数回答) について問うと、「とくにやりたいことがないから」を挙げている若者が 18.5%に及ぶ。

「働くのが嫌だから」も 16.1%おり、就労意欲をもてない、もたない若者が 34.6%に上る現実を直視したい

▶ 自分らしく生きる権利 (小金井市子どもの権利条例 8 条)

—その子どもの「やってみたくい」を支える・・・子ども参加の支援

子どもの気持ち、意思に寄り添う・・・「遊びの権利」と冒険遊び場づくり

●基礎知識の補足

ユニセフ主導の途上国向け条約論について=法改正抜き批准 (日本はクリア)

▶これ以上の権利保障は甘やかし

条約についての最低限の歴史認識 (提案国ポーランド)

ホロコースト・戦争 二度と起こさないための「防波堤」

### 3 その他の基本事項

#### ■公民連携、協働

公の限界（主に人事異動）— 民間・地域レベルでの人的資源、経験蓄積の活用  
子ども支援事業—民間のパワーを生かす

#### ■支援者の支援 ⇄ <厳罰化と責任追及>の時代に抗して

家庭・地域支援 市民・NPO支援 学校・教師支援 子ども支援スタッフの支援

#### ■子どもの権利の普及啓発と学校

▶子どもの権利学習— 学校の中に子どもの権利を

#### ■自治体政策の評価検証手法について、

##### ●PDCA サイクル

「行政が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法、2001年4月施行）に依拠

〔計画（Plan）-事業の実施（Do）-評価（Check）-措置（Action）〕に則って、効率性・成果重視・説明責任を追求するため、必要性、効率性、有効性等の観点から政策評価を行い、実績評価・事業評価・総合評価を有機的に機能させて行政が自己評価していく手法

▶一方で、1994年の子どもの権利条約批准以後、地方レベルで子どもの権利の視点から子ども政策の評価検証を行う自治体が少しずつ増加している。

▶ 地方自治と子ども施策 全国自治体シンポジウム 立川市開催要項 資料7

\*川崎市、多治見市・目黒区・豊島区・魚津市・名張市・岐阜市・白山市・志免町・豊田市・射水市・上越市・札幌市・筑前町など

▶日本における自治体政策の評価検証は、PDCAサイクルに則った政策評価を基本としながらも、それとは相対的に独自の立場で、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利の視点から子ども政策の検証評価を行い、「子どもにやさしいまち」づくりを進めようとする自治体が少ないながらも増えつつあるという状況があること。

資料8

おわりに

#### 講師プロフィール 喜多 明人（きた あきと）

1949年7月21日東京都に生まれる。立正大学教授を経て、現在早稲田大学文学学術院教授。同大学文化構想学部・社会構築論系（子ども支援とまちづくり）所属。文学博士（早稲田大学1987年）。学校法人東京シュレーゲル中学校理事（非常勤）をへて顧問、これまで、早稲田大学法学部教育法、東洋大学大学院子ども支援学、法政大学法学部教育法演習などの講師を歴任。日本教育法学会理事。同学会事務局長、同学校事故問題研究特別委員会委員長を歴任。子どもの権利条約総合研究所顧問（前代表）。子どもの権利条約ネットワーク代表。多様な学び保障法を実現する会共同代表。日本子どもNPOセンター理事。チャイルドライン支援センターアドバイザー、学校安全全国ネットワーク代表。足利市第三者調査委員会報告書を読む会呼びかけ人代表、これまで川崎市子ども権利条例調査研究委員会座長、同市子ども会議推進委員会副委員長・子どもの権利委員会委員、同市子ども夢パーク運営協議会委員、高浜市子ども憲章検討委員会・普及啓発委員会委員長、日進市・三重県・津市子ども条例アドバイザー、茅野市子ども会議アドバイザー、世田谷区アドバイザー、長野県子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会委員長、愛知県知多市子ども条例検討会議会長、足利市中学生就労事故第三者調査委員会委員長などを歴任。

#### ■東京・目黒地元での活動

チャイルドライン東京ネットワーク代表、めぐろチャイルドライン代表。めぐろ子ども支援ネットワーク代表。子どもの権利条例東京市民フォーラム代表。目黒区子どもの条例を考える区民会議会長を務める。

#### ■主な著書（○印は単著、\*は毎年発行物）

- 「学校環境と子どもの発見」（エイデル研究所、1983）
- 「学校施設の歴史と法制」（エイデル研究所、1987）
- 「新時代の子どもと権利」（エイデル研究所、1990）
- 「新世紀の子どもと学校」（エイデル研究所、1995）
- 「学校災害ハンドブック」（草土文化、1996）
- 「子どもの権利—次世代につなぐ」エイデル研究所、2015
- 「子どもにやさしいまちづくり」（日本評論社、編著・2004）
- 「子どもとともに創る学校」（日本評論社、共編・2006）
- 「逐条解説子どもの権利条約」（日本評論社、共編、2009）
- 「解説子ども条例」（三省堂、共編、2012）
- 「子どもの居場所ハンドブック」（日本評論社、共編、2013）
- 「子どもにやさしいまちづくり—第2集」（日本評論社、共編、2013）
- 「みんなの学校安全」（エイデル研究所、共編、2016）
- 「教育機会確保法の誕生」（東京シュレー出版、共編、2017）

勤務先：〒162-0052 東京都新宿区戸山1-24-1 早稲田大学文学学術院33号館1576号室

TEL・FAX03-5286-3595 E-Mail [kita@waseda.jp](mailto:kita@waseda.jp) 喜多携帯090-8727-4778



資料1 児童福祉法 (2016年6月一部改正、法律65号)

第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

資料2

「児童虐待の防止等に関する法律」(2019年6月26日改正公布)第14条(親権の行使に関する配慮等)1項(下線部追加)。

「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により、当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」

資料3

子どもの権利に関する条約と身体的、精神的暴力の禁止

1989年11月20日国際連合総会採択

第19条(親による虐待・放任・搾取からの保護)

1. 締約国は、(両)親、法定保護者または子どもの養育をする他の者による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的な暴力、侵害または虐待、放任または怠慢な取扱い、性的虐待を含む不当な取扱いまたは搾取から子どもを保護するためにあらゆる適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる。
2. 当該保護措置は、適当な場合には、子どもおよび子どもを養育する者に必要な援助を与える社会計画の確立、およびその他の形態の予防のための効果的な手続、ならびに上記の子どもの不当な取扱いについての事例の認定、報告、照会、調査、処理および追跡調査のため、および適当な場合には、司法的関与のための効果的な手続を含む。

(国際教育法研究会訳)

資料4

東京都子供への虐待の防止等に関する条例

(2019年3月28日成立) 抄録

[http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/02/13/16\\_01.html](http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/02/13/16_01.html)

<前文 略>

第一条(目的)

この条例は、子供を虐待から守ることに関し基本理念を定め、東京都(以下「都」という。)、都民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)第四条第一項から第五項までに規定する地方公共団体の責務を踏まえ、子供を虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子供を虐待から守る環境整備を進め、子供の権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的とする。

第二条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

<中略>

七 子供の品位を傷つける罰 保護者が、しつけに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為(当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。)であって、子供の利益に反するものをいう。

第六条(保護者等の責務)

保護者は、子供の養育に係る第一義的な責任を負っていることを踏まえ、虐待が子供に与える重大な影響を認識し、子供の健全な成長を図らなければならない。

2 保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。

<中略>

第八条(虐待の未然防止)

都は、虐待を未然に防止するため、妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備その他の区市町村が実施する切れ目ない母子保健及び子育て支援に関する施策(障害児支援に関する施策を含む。)について、必要な支援を行うものとする。

2 都は、学校、学校の授業の終了後又は休業日における子供の活動場所等において、子供に対し、自身が守られるべき存在であることを認識するための啓発活動及び権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

3 以下 略

第九条(通告しやすい環境づくり)

虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、法第六条第一項の規定に基づき、速やかに、子供家庭支援センターその他の区市町村の通告受理機関又は児童相談所等に通告しなければならない。

2 都は、都民等及び関係機関等に対し、子供を守ること及び家庭への支援の契機である虐待通告を法第六条第一項規定に基づき行わなければならないことを周知するとともに、虐待を受けたと思われる子供を発見した者が通告しやすい、又は虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境及び体制を整備するものとする。

3 以下 略

資料5

『若者を対象とした子ども期の家庭における体罰等の実態・意識調査報告書—子ども・若者側からみた体罰等の問題』 <抄録>

早稲田大学大学院体罰調査プロジェクトチーム (代表：喜多明人)

2019年5月10日発行

(公益財団法人日本生命財団委託研究)

II-3. 相談する意識と実態を中心とした調査結果

—子どもは相談しているのか？誰に相談するのか？

<中略>

(3) 子どもは、家庭における体罰等を誰に相談しているのか

子ども期に親・養育者から体罰等をうけた際に周囲に相談した先を見ると、「親・他の家族」が12.5%~15.4%、「兄弟姉妹」が5.3%~19.8%と割合が高かった。親・養育者からの体罰等をうけた際の相談先もまた家族であるという特徴が見える(表29、図1) 家族以外の相談先を見ると「友人」が5.1%~9.4%と割合が高く、「教師」へ相談したものは2.6%~7.5%、児童相談所などの相談機関には1.3%~4.7%、子どもの居場所事業には0.1%~0.9%と「友人」よりも低い結果であった。

これらの結果は、親・養育者から体罰等をうけても家族以外の第三者的存在が子どもの相談先となっていない状況が確認できる。

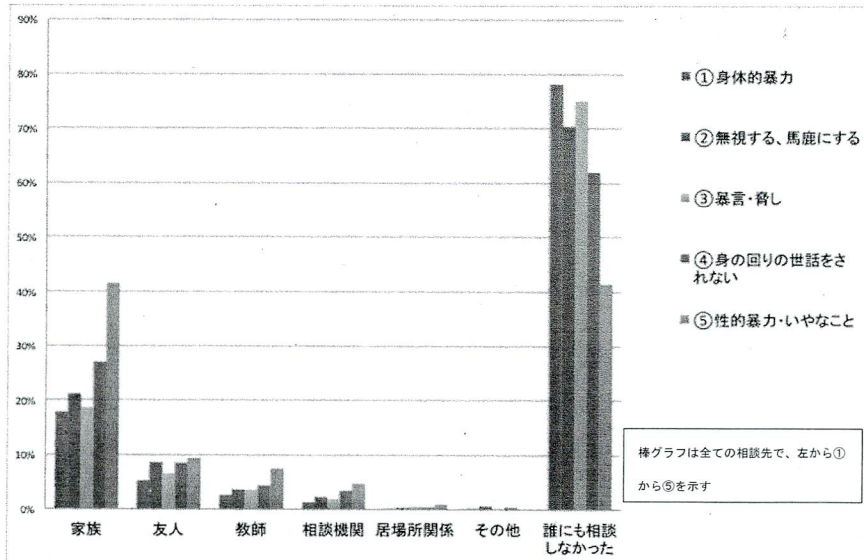


図1 体罰等をうけた際の相談先

表1 体罰等を相談することによる安全感

		全 体	と と も 感 じ る	や や 感 じ る	あ ま り 感 じ な い	ま っ た く 感 じ な い
	全体	2,035 100.0%	1,150 56.5%	673 33.1%	151 7.4%	61 3.0%
身体的暴力	相談した	343 100.0%	169 49.3%	120 35.0%	38 11.1%	16 4.7%
	誰にも相談しなかった	1,223 100.0%	686 56.1%	411 33.6%	94 7.7%	32 2.6%
心理的暴力(無視する、馬鹿にするなど)	相談した	200 100.0%	79 39.5%	83 41.5%	24 12.0%	14 7.0%
	誰にも相談しなかった	476 100.0%	188 39.5%	192 40.3%	69 14.5%	27 5.7%
怒鳴る、暴言、脅し	相談した	305 100.0%	137 44.9%	113 37.0%	38 12.5%	17 5.6%
	誰にも相談しなかった	917 100.0%	476 51.9%	334 36.4%	80 8.7%	27 2.9%
ネグレクト(身の回りの世話をされないなど)	相談した	89 100.0%	37 41.6%	30 33.7%	14 15.7%	8 9.0%
	誰にも相談しなかった	145 100.0%	43 29.7%	53 36.6%	33 22.8%	16 11.0%
性的暴力、性的に嫌なこと	相談した	62 100.0%	27 43.5%	22 35.5%	9 14.5%	4 6.5%
	誰にも相談しなかった	44 100.0%	11 25.0%	15 34.1%	11 25.0%	7 15.9%

数値について、上段は人数(人)、下段は割合を示す。

(4) 相談することによる安全感、相談しないことによる安全感—相談のリスクの問題

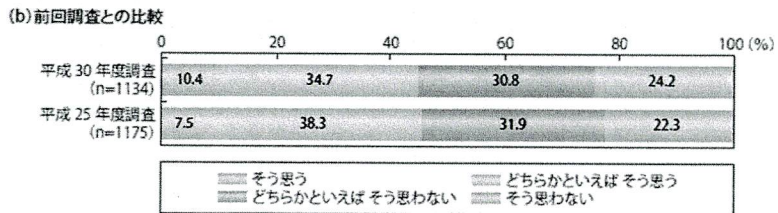
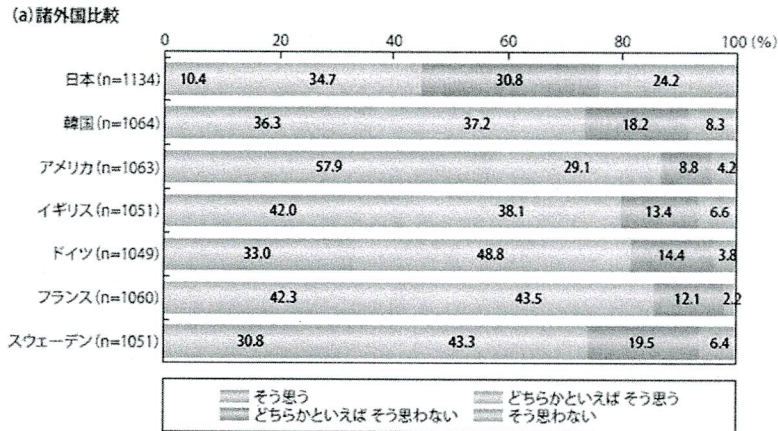
表30のとおり、子ども期に、体罰等をうけた際に相談することと子ども期の安全感の関係を見るためにクロス集計を行なった。子ども期に親・養育者からの体罰等を相談したものは、すべての体罰等の形態において、安全感を「とても感じる」「やや感じる」と答えたものの合計が70%~80%以上あり、安全感を「あまり感じない」「まったく感じない」と答えたものの合計をはるかに上まわっていた。その意味では、相談することにより安全感が高まるとみることができるが、問題は、「誰にも相談しなかった」場合である。表30では、「身体的暴力」および「怒鳴る、暴言」などの項目において、相談しないことが相談した場合より、安全感を「とても感じる」、「やや感じる」比率が高く、90%近くにのぼっている。子ども・若者側の立場からみれば、養育する側の体罰等について相談することは、それ自体がリスクを伴う行動であるという意識が子ども側に強いためとみられる。相談することが安心、安全とストレートには結びつかない現状がうかがえる。



資料 6

諸外国と比べて、自分自身に満足している者の割合が低い

図表3 自分自身に満足している



(内閣府『令和元年版 子ども・若者白書』より)

資料 7

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2019 立川〈開催要項〉

■全体テーマ：「子ども・若者支援とまちづくり ～とぎれず、すきまをつくらず、そして重なり合う～」

■趣旨

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムは、子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO 等が連携・協力して、2002 年から毎年開催しています。このシンポジウムの趣旨は、①自治体関係者と専門家等が連携・協力をしながら、子ども施策（子ども関係の法・制度および政策・事業を含む）についての情報・意見交換、②自治体職員や専門家等の子ども施策に関する研修の機会の提供、③日本における「子どもにやさしいまち・コミュニティ」の推進・ネットワークなど、です。

2019 年は、子ども支援・子ども施策にかかわるグローバルスタンダード「子ども（児童）の権利条約」が国際連合で全会一致により採択されてから 30 年、日本が批准してから 25 年にあたる年です。また、国連・子どもの権利委員会が日本における条約の実施状況が 1 月に審査され、2 月には「総括所見」（懸念や勧告）が出されました。このシンポジウムでは、国際的な視点を持ち、国連・子どもの権利委員会による総括所見等を踏まえながら、「地方自治」のもとで、①子どもをとりまく現状や子どもの思い・声、②行政施策の展開、③市民社会での取り組みなどをふまえ、子ども施策、子ども支援・子育て支援、まち・コミュニティづくりをどのようにすすめていくのかなどについて検討していきます。18 回目を迎える今年のシンポジウムは、立川市で開催します。

立川市は、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくりにつながる」をモットーにして、子育てや教育、人づくりにかかわる地域のさまざまな活動をつなげ、これからの立川を担う子どもの成長に合わせた「途切れ・すき間のない」子育て・子育ての支援などを積極的に展開しています。全体テーマは、「子ども・若者支援とまちづくり～とぎれず、すきまをつくらず、そして重なり合う～」です。子どもをめぐる事件が相次ぐなかで、子どもをまち全体でどう守るのか、子どもあるいは家庭・学校等をどう支えるのか、さらに子ども期にとどまらず若者期を見通して継続的に、かつ福祉と教育の協働をはじめ総合的にすきまをつくらず、重層的に取り組むことが求められています。そのなかで当事者（権利の主体）である子どもをきちんと位置づけ、子どもの思いや声を反映することが必要になっています。子どもの育つ基盤や環境が不十分ななかで子ども・若者支援を推進するためには、権利を基盤にした地域・コミュニティの制度や資源をどのように創りだすが国内外で課題になっています。その課題は行政だけで達成できるのではなく、子どもを含む市民や NPO・専門家等との連携・協働によって取り組まれることがいっそう求められています。このシンポジウムに参加して、地方自治のもとで子ども・若者支援のあり方やまち・コミュニティづくりなどについてともに考え、若者期につながる子ども施策・取り組みをともに

推進していきましょう。

■日時 2019 (令和元) 年 10 月 12 日 (土) ～10 月 13 日 (日)

■会場 たましん RISURU ホール (東京都立川市錦町 3 丁目 3 番 20 号)

立川市子ども未来センター (東京都立川市錦町 3 丁目 2 番 26 号)

■主催 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2019 立川実行委員会

立川市・立川市教育委員会 ■後援 総務省、厚生労働省、文部科学省、法務省、全国知事会、全国市長会 全国町村会、公益財団法人人権教育啓発推進センター、東京都 東京都市長会、東京都町村会、特別区長会

## 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム

### 開催都市等一覧

(荒牧重人氏の作成したものに喜多が加筆した)

開催自治体	全体テーマ	開催日程	*掲載誌
第1回 川西市	子ども条例の意義、制定、実施の課題	2002年8月1日・2日	2号
第2回 川崎市	子どもにやさしい自治体戦略	2003年10月23日・24日	4号
第3回 多治見市	子どもにやさしいまちづくりを目指して	2004年10月22日・23日	6号
第4回 市川市	子どもの安心と安全のまちづくり	2005年10月13日・14日	8号
第5回 志免町	子どもにやさしいまちづくりとその連携	2006年10月12日・13日	10号
第6回 高浜市	子ども支援と子ども施策のこれから	2007年10月26日・27日	12号
第7回 世田谷区	子ども支援の総合化—後期計画策定に向けて	2008年10月30日・31日	14号
第8回 札幌市	子ども支援・子育て支援の総合化と 子どもにやさしいまちづくり	2009年9月3日・4日	16号
第9回 白山市	子ども支援とネットワークづくり	2010年10月28日・29日	18号
第10回 泉南市	大震災後の社会と子ども支援 —阪神淡路大震災から東日本大震災—	2011年9月18日・19日	20号
第11回 目黒区	子育て支援・子ども支援の新たな展望を拓く	2012年9月29日・30日	22号
第12回 松本市	子どもいのち・暮らし・学びを支える まちづくり	2013年10月19日・20日	24号
第13回 青森市	子どもにやさしいまちをめざして —いのち・暮らし・あそび・学び—	2014年10月11日・12日	26号
第14回 西東京市	連携と協働による子ども支援・子育て支援 —子どもにやさしいまちづくり—	2015年10月10日・11日	27号
第15回 宝塚市	子ども支援・子育て支援と子どもにやさしい まちづくり	2016年10月8日・9日	28号
第16回 越前市	市民自治で創る子どもにやさしいまち	2017年9月30日・10月1日	29号
第17回 宗像市	地域コミュニティづくりと子ども —連携・協働でつくる子どもにやさしい社会—	2018年10月6日・7日	30号 (台風順延後 2019年2月11日実施)
第18回 立川市	未定	2019年10月12日・13日	未定

\*掲載誌・子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』日本評論社。

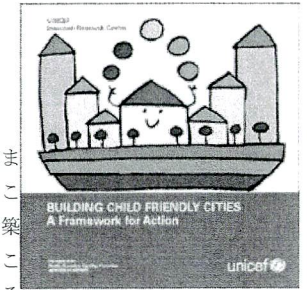
資料8

UNICEF・イノチェンティ研究所

子どもにやさしいまちづくり—

行動のための枠組み

(2004年3月; 平野裕二訳)



この文書は、「子どもにやさしいまち」を定義し、そのようなまちづくりを進めていくための枠組みを提示するものである。ここでは、子どもの権利を守ることに熱意を傾ける地方自治制度を築いていくためにはどうすればよいか、順を追って示されている。この枠組みは、国レベルの政府が国連子どもの権利条約を実施するために必要とされるプロセスを、地方自治のプロセスに移し替えるものである。

「子どもにやさしいまち」という考え方は、規模の大小を問わず、また都市か農村であるかに関わらず、子どもが存在するあらゆるコミュニティの運営に同じように適用される。この枠組みを基盤として、あらゆる地方自治体にふさわしい形で修正を加えていただきたい。

<中略>

子どもにやさしいまちづくりのプロセスは、地方自治の場で子どもの権利条約を実施していくことと同義である。そこで必要とされる9つの要素には次のようなものがある。

- ①子ども参加: 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参加を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。
- ②子どもにやさしい法的枠組み: すべての子どもの権利を一貫して促進・保護する立法、規則の枠組みおよび手続を確保すること。
- ③まち全体の子どもの権利戦略: 子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし課題文書を、条約にもとづいて策定すること。
- ④子どもの権利部局または調整のしくみ: 子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。
- ⑤事前・事後の子ども影響評価: 法律・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前・実施中および実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。
- ⑥子ども予算: 子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。
- ⑦定期的な自治体子ども白書: 子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。
- ⑧子どもの権利の周知: おとなおよび子どもの間で子どもの権利に関する意識が根づくようにすること。
- ⑨独立した子どもアドボカシー: 子どもの権利を促進するため、非政府組織の支援、独立の人権機関—子どもオンブズピープルや子どもコミッショナー—の設置を進めること。



# 小金井市子どもの権利に関する条例

令和元年9月5日 子ども家庭部児童青少年課

## 本日の内容

- ▶ 子どもの権利条例の役割
  - ▶ 条例って何？
  - ▶ 策定までの経過
  - ▶ 子どもの権利条例の位置づけ
- ▶ 小金井市の条例の特徴
  - ▶ 前文
  - ▶ 第1章
  - ▶ 第2章
  - ▶ 第3章
- ▶ 子どもの権利条例の意義

## 子どもの権利条例の役割

### ▶ 条例って何？

#### 憲法第94条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる

#### 地方自治法第14条

①普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

②普通地方公共団体は、**義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。**

税金を賦課する・ごみの捨て方を決める

➡ **必ず条例でルール化する決まり**

憲法【国】

法律【国】

条例【都・市】

### ▶ 条例とは、

その地域（市や県）に住んでいるみんなが住みやすいように、市が決めたルール・知ってほしいこと。

小金井市には217件の条例がある

(H31.4)

### ▶ (参考) 施行規則・要綱とは、

条例で決めたことの補足。書式などの形式的なルールなど。

## 子どもの権利条例の役割

### ▶ 策定の経過

#### ▶ 国連「児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）」

1989年 国連総会にて全会一致で採択

1994年 日本政府批准（平成6年）

現在、196の締約国数

#### ▶ 自治体による子どもの権利条例初設置（子どもの権利条約総合研究所調べ）

総合条例 2000年 神奈川県川崎市

施策推進の原則条例 1999年 大阪府箕面市

#### ▶ 小金井市における条例制定経過

2001年「小金井市長期総合計画 第3次基本構想前期計画」

「子どもの権利に関する条約」の理念に基づき、子ども自身が十分に尊重される地域社会の土台作りとして子どもの権利条例制定の検討

2004年 小金井市子どもの権利条例策定委員会設置

「（仮称）子どもの権利に関する条例策定」が諮問され、平成18年3月に市長へ答申

2009年3月制定



## 子どもの権利条例の役割

### ▶ 子どもの権利条例の位置づけ

子どもの権利条約

→世界各国全体（批准国）での約束

小金井市子どもの権利に関する条例

→小金井市に限定した約束

### ▶ 子どもの権利条例は、

「すべての子どもが生き生きと健やかに、安心して暮らせるまち小金井」を目指しています。

### 【子どもの権利に関する条例】

基本構想 長期基本計画

のびゆくこども  
プラン 小金井

保健福祉  
総合計画

明日の教  
育プラン

子どもの最善の利益を保障するために、

①子どもが権利の主体であること

②その権利の内容

③市や市民その他の人たちが

何をしたらよいか

**総合的に定めたもの  
(理念総合条例)**

小金井市の子どもに関する政策については、条例で定めた権利が保障されるように展開されています。

## 小金井市の条例の特徴

### ▶ 前文を子ども達の意見で作ったこと

「こども会議」（公募の小学生～高校生世代の子ども26人）の意見を聞きながら作成。

以下の言葉が大切なキーワード（＝子どもの願い）

愛情

意思

環境

### ▶ 子供にわかりやすい表現でつくったこと

お役所用語や大人の言葉を使わない。小学校で使用する漢字のみ使用

ex) 保育・教育機関→育ち学ぶ施設

最善の利益→最もためになること

## 小金井市の条例の特徴

### ▶ 前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にいくために、ここに条例を制定します。

## 小金井市の条例の特徴

### ▶ 第1章 総則

- ▶ 第1条 条例が目指すこと（目的）
- ▶ 第2条 この条例で使われることばの意味、内容
- ▶ 第3条 人権の尊重
- ▶ 第4条 みんなが果たさなければいけないこと
- ▶ 第5条 子どもの権利の普及



## 小金井市の条例の特徴

### ▶ 第2章 子どもにとって大切な権利

- ▶ 第6条 子どもの大切な権利
- ▶ 第7条 安心して生きる権利
- ▶ 第8条 自分らしく生きる権利
- ▶ 第9条 ゆたかに育つ権利
- ▶ 第10条 意見を表明する権利
- ▶ 第11条 支援を受ける権利

条約での4つの柱  
「生きる権利」  
「守られる権利」  
「育つ権利」  
「参加する権利」

## 小金井市の条例の特徴

### ▶ 第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における 子どもの権利の保障

- ▶ 第12条 家庭での子どもの権利の保障
- ▶ 第13条 育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障
- ▶ 第14条 地域での子どもの権利の保障

### ▶ 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進 (第15条)

### ▶ 第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済 (第16条)

## 子どもの権利条例の意義

### ▶ 子どもの権利に関する条例

すべての子どもが生き生きと健やかに、安心して暮らせるまち小金井 を目指しています。

#### 【子どもの権利に関する条例】

基本構想 長期基本計画

のびゆくこども  
プラン 小金井

保健福利  
総合計画

明日の教  
育プラン

▶ 子どもにとって大切なものが何かが書いてある

▶ 子どもに関わる大人が、何をしたらよいか、ルールが書いてある

小金井市の子どもに関する政策については、条例で定めた権利が保障されるように展開されています。